項において読み替えて準用する同条第1項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第４項において読み替えて準用する同条第１項）の意見があるときは、その意見の内容

④　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第４項において読み替えて準用する同条第２項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第４項において読み替えて準用する同条第２項）の理由又は意見があるときは、その理由又は意見

第２　附属明細書

年 度（　年　月　日から　年　月　日まで）附属明細書

１　損益の状況

（単位：千円、％）

| 項　　目 | |
|---|---|
| １　共済掛金 | |
| ２　再共済収入 | |
| ３　支払備金戻入額 | |
| ４　責任準備金戻入額 | |
| ５　資産運用収益 | |
| ６　その他経常収益 | |
| ７　共済金 | |
| ８　解約返戻金 | |
| ９　その他返戻金 | |
| 10　再共済掛金 | |
| 11　支払備金繰入額 | |
| 12　責任準備金繰入額 | |
| 13　資産運用費用 | |
| 14　事業費 | |
| 15　その他経常費用 | |
| 16　法第20条繰延額（△） | |
| 17　粗経常損益 | |
| 18　契約者割戻し準備金戻入額 | |
| 19　契約者割戻し準備金繰入額 | |
| 20　経常損益 | |
| 21　契約者割戻し還元率(％) | |

（記載上の注意）

１　「法第20条繰延額」とは、法第20条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。